

公告

令和8年4月22日

蒲郡市長 鈴木寿明

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

蒲郡市民病院 次期統合医療情報システム更新支援業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務場所

蒲郡市平田町向田1番地1 蒲郡市民病院及び本業務遂行に必要と考えられる場所

(5) 契約上限金額

金18,815,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加表明書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 蒲郡市入札参加資格者名簿において、入札参加資格について登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 令和3年度以降に、病院における医療情報システム更新に関する同種・同類業務を履行した実績を有する者であること。

- (7) 主に愛知県、岐阜県または三重県内の300床以上のDPC対象病院で、電子カルテを導入している病院（公立・民間）との受託実績を有すること。

3 参加手続

(1) 担当部局

〒443-8501 蒲郡市平田町向田1番地1
蒲郡市民病院 デジタル医療推進室
TEL： 0533-66-2200（代表）
FAX： 0533-66-2303
E-mail： digital-medic@city.gamagori.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

蒲郡市民病院ホームページからダウンロードする。
蒲郡市民病院ホームページ： <https://gamagori-hospital.com/>

(3) プロポーザル参加表明書

ア 提出受付期間

令和8年4月24日（金）～令和8年5月18日（月） 午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

担当部局に持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

選定委員会による提案資格確認、参加表明書の審査により選出された者には、「提案書提出者の選定結果について（第3号様式）」により、企画提案書の提出について通知する。

※「提案書提出者の選定結果」は令和8年5月19日（火）発送予定

(4) 提案書等の提出

ア 提案書受付期間

令和8年5月22日（金）～令和8年6月8日（月） 午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）、電子ファイル1部（提出書類をCD等に保存）

エ 提出方法

担当部局に持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る）にて提出すること。

4 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「蒲郡市民病院 次期統合医療情報システム更新支援業務選定委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 提案書の内容に関するプレゼンテーション、ヒアリング

日程： 令和8年 6月19日（金）午後3時～ 予定

※日時、場所及び留意事項等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

オ 契約上限金額を超える提案

6 その他

(1) 手續きにおいて使用する言語、通貨及び単位

本プロポーザルの手續きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) その他詳細は、「蒲郡市民病院 次期統合医療情報システム更新支援業務プロポーザル実施要領」による。